⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The Kokonohira Tunnel-Higashi-Kyushu Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 24 November 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 19 January 2016 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 19 January 2016 or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 19 January 2016)
⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2534

別表１　本入札手続きに係る期間等
①　入札説明書の交付期間　平成27年10月23日から平成28年１月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)
②　申請書及び資料等の提出期限　平成27年10月26日から平成27年11月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで
③　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成27年12月17日から平成28年１月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)
④　入札書の締切日時　平成28年１月19日12時00分
⑤　開札の日時　平成28年１月22日10時00分

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年10月23日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　藤井　元生

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第22号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　博多港（アイランドシティ地区）航路・泊地（－15m）浚渫工事（第３次）
⑶　工事場所　福岡市東区香椎浜３丁目地先
⑷　工事内容　共通工　航路灯標（第５号）移設　１式、灯浮標設置・管理　１式、汚濁防止膜設置・管理　１式、潜水探査工　潜水探査　20点（想定）、浚渫工　グラブ浚渫　約160,000㎥（ＮＥＴ）(砂質土砂：約72,000㎥、粘土質土砂：約88,000㎥)、土捨工　土運船運搬　１式（愛宕浜沖：約155,000㎥、：百道浜沖約5,000㎥)、土砂投入　１式（百道浜沖：ＦＣ等直接投入、愛宕浜沖：二重管トレミー方式）
⑸　工期　平成28年８月10日まで
⑹　使用する主な資機材　グラブ浚渫船
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)
⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
⒀　本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の試行工事である。
⒁　本工事で受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事とする。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上の者であること。)
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上の者であること。)
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成12年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した80,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成12年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。
③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成12年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した80,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。
さらに、他の構成員は、平成12年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。
なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。